

市政功労者表彰規則の見直しについて

【課題】

- 被表彰者が増加傾向にある中で、欠席や辞退が多く、価値を見出せてないのではないか
- 市からの依頼で委員となっている活動が少ない委員などが表彰されており、不平等感がある
- 行政委員や法人格を持った役員など、選出されて半分職として活動しているような人が表彰されている

【変更点】

①表彰規則第2条 表彰の一本化

自治功労表彰、社会功労表彰を市政功労者表彰に統一

②表彰規則第4条 市政特別功労者表彰受賞後の市政功労者表彰は対象外とする

③市政功労者表彰基準について

- ・行政委員を表彰対象外とする
- ・市長、副市長、教育長、議会議員は現職を退いてからの表彰とする

④運用について

- ・市に関係する委員会や審議会の委員で、当て職で選任された人は表彰対象外とする。
(例えば、〇〇会から代表して一人、〇〇団体から代表して一人、教育関係から一人、農業関係から一人など)
- ・法人格をもった団体の役員は表彰対象外とする
- ・ふるさと納税での寄付は感謝状の対象外とする

⑤施行は4月1日とし、令和7年度の表彰対象者から適用する

栗東市政功労者表彰規則新旧対照表

現 行	改 正 案
栗東市政功労者表彰規則 昭和 5 7 年 1 月 1 9 日 規則第 3 号 栗東町政功労者表彰規則（昭和 4 3 年栗東町規則第 1 6 号）の全部を改正する。 （目的） 第 1 条 （略） （表彰の種類） 第 2 条 表彰は、<u>自治功労表彰、社会功労表彰</u>及び感謝状とする。 （表彰の実施） 第 3 条 （略） （表彰の基準） 第 4 条 （略） 2 （略） 第 5 条－第 1 3 条 （略） 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 別表（第 4 条関係）	栗東市政功労者表彰規則 昭和 5 7 年 1 月 1 9 日 規則第 3 号 栗東町政功労者表彰規則（昭和 4 3 年栗東町規則第 1 6 号）の全部を改正する。 （目的） 第 1 条 （略） （表彰の種類） 第 2 条 表彰は、<u>市政功労者</u>表彰及び感謝状とする。 （表彰の実施） 第 3 条 （略） （表彰の基準） 第 4 条 （略） 2 （略） <u>3 前 2 項にかかわらず、栗東市政特別功労者表彰を受賞した者にあつては、市政功労者表彰の対象としない。</u> 第 5 条－第 1 3 条 （略） 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 <u>この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u> 別表（第 4 条関係）

市政功労者表彰基準

1 自治功労表彰

(1) 地方自治の振興に寄与した者

ア 市長の職にあった者

イ 議会議員の職に8年以上あった者

ウ 副市長の職に8年以上あった者及び教育長の職に6年以上あった者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5の規定による次の委員会の委員で次のいずれかに該当する者

（ア） 公平委員会委員の職に8年以上あった者

（イ） 選挙管理委員会委員の職に8年以上あった者

（ウ） 監査委員の職に8年以上あった者

（エ） 農業委員会委員の職に6年以上あった者

（オ） 教育委員会委員の職に8年以上あった者

（カ） 固定資産評価審査委員会委員の職に6年以上あった者

オ 消防団員として15年以上その職にあって功績が顕著な者

カ アからオまでに定めるもののほか、功績が顕著な者で自治功労表彰に値すると認められるもの

2 社会功労表彰

(1) 非常災害時等において、警戒、防御、救助等に関し、功績が顕著な者又は団体

(2) _____社会公共のために尽力し、功績が顕著な者又は団体。
ただし、本市役職員にあっては10年以上（_____自治会長の職にあっては6年以上、農業組合長にあっては8年以上）その職にあって功績が顕著な者

市政功労者表彰基準

1 市政功労表彰

(1) 非常災害時等において、警戒、防御、救助等に関し、功績が顕著な者又は団体

(2) 10年以上社会公共のために尽力し、功績が顕著な者又は団体。
_____（ただし、消防団員にあっては15年以上、自治会長の職にあっては6年以上、農業組合長にあっては8年以上）_____

- (3) ボランティア活動に貢献した者又は団体
- (4) 企業活動を通して市政の振興に貢献した者又は団体
- (5) 有益な研究、考察、発明又は改良した者又は団体
- (6) 善行又は奇特な行為があった者又は団体

(7) 前各号に定めるもののほか、功績が顕著な者で社会功労表彰に値すると認められるもの

3 感謝状

- (1) 市政の振興において、功績が顕著な者又は団体で、特に必要と認める場合、感謝状を授与することができる。
- (2) 多額の金品を市へ寄附した者又は団体

別記様式 (略)

- (3) ボランティア活動に貢献した者又は団体
- (4) 企業活動を通して市政の振興に貢献した者又は団体
- (5) 有益な研究、考察、発明又は改良した者又は団体
- (6) 善行又は奇特な行為があった者又は団体
- (7) 市長の職にあった者で、現職でない者

(8) 議会議員の職に8年以上あった者で現職でない者

(9) 副市長の職に8年以上あった者で現職でない者

(10) 教育長の職に6年以上あった者で現職でない者

(11) 前各号に定めるもののほか、功績が顕著な者で社会功労表彰に値すると認められるもの

2 感謝状

- (1) 市政の振興において、功績が顕著な者又は団体で、特に必要と認める場合、感謝状を授与することができる。
- (2) 多額の金品を市へ寄附した者又は団体

別記様式 (略)

栗東市政功労者表彰規則

昭和57年1月19日

規則第3号

栗東市政功労者表彰規則（昭和43年栗東町規則第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、栗東市自治行政の振興又は公益増進に寄与し、功績が顕著であり、住民の模範と認められる行為があった者を市長が表彰し、もって栗東市自治行政の振興を図ることを目的とする。

（表彰の種類）

第2条 表彰は、市政功労者表彰及び感謝状とする。

（表彰の実施）

第3条 前条に定める表彰は、表彰状又は感謝状に記念品を贈り、かつ、その事績を公示する。

（表彰の基準）

第4条 前2条に規定する表彰の基準については、別表に定める。

2 既に表彰された者であっても、その後の功績により更に表彰することができる。

3 前2項にかかわらず、栗東市政特別功労者表彰を受賞した者にあつては、市政功労者表彰の対象としない。

（基準日）

第5条 表彰の期間計算等の基準日は、毎年9月1日とする。

（在職年数の計算）

第6条 在職年数の計算は、次によるものとする。

（1） 在職年数は、その職についた日の属する月から退職した日の属する月又は表彰の基準日の属する月までの期間とする。

（2） 在職年数が中断したときは、前後の期間を通算する。

（内申の方法及び期間）

第7条 内申者は、各種団体の長、自治会長及び課長職以上の職にある者とする。

2 各部（局）長は、主管課において広く住民各層、各種団体の長等から内申のあつた分を取りまとめ調整し、市政功労者内申書（別記様式）を毎年基準日までに市長公室秘書広聴課長へ提出するものとする。

（表彰の時期）

第8条 表彰は、毎年文化の日に行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りでない。

（表彰者死亡の場合の措置）

第9条 被表彰者となる者が死亡したときは、表彰状又は感謝状に記念品を添えて遺族に贈呈する。

2 前項の遺族とは、被表彰者の死亡当時における配偶者（内縁を含む。）、子、父母、祖父母及び兄

弟姉妹とする。

(表彰者名簿)

第10条 被表彰者の氏名、事績その他必要な事項は、表彰者名簿に記載し、永久保存する。

(表彰審議会)

第11条 表彰を行うにあたり必要に応じて表彰審議会を置き、意見を聴くことができる。

2 表彰審議会について必要な事項は、別に定める。

(表彰選考委員会)

第12条 被表彰者の選考は、表彰選考委員会を設け、これを選考する。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

市政功労者表彰基準

1 市政功労表彰

- (1) 非常災害時等において、警戒、防御、救助等に関し、功績が顕著な者又は団体
- (2) 10年以上社会公共のために尽力し、功績が顕著な者又は団体。(ただし、消防団員にあつては15年以上、自治会長の職にあつては6年以上、農業組合長にあつては8年以上)
- (3) ボランティア活動に貢献した者又は団体
- (4) 企業活動を通して市政の振興に貢献した者又は団体
- (5) 有益な研究、考察、発明又は改良した者又は団体
- (6) 善行又は奇特な行為があつた者又は団体
- (7) 市長の職にあつた者で、現職でない者
- (8) 議会議員の職に8年以上あつた者で現職でない者
- (9) 副市長の職に8年以上あつた者で現職でない者
- (10) 教育長の職に6年以上あつた者で現職でない者
- (11) 前各号に定めるもののほか、功績が顕著な者で社会功労表彰に値すると認められるもの

2 感謝状

- (1) 市政の振興において、功績が顕著な者又は団体で、特に必要と認める場合、感謝状を授与することができる。
- (2) 多額の金品を市へ寄附した者又は団体

別記様式(第7条関係)

市 政 功 労 者 内 申 書

(フリガナ)		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日(満 歳)	
住 所		
功績事由 (具体的説明)		
経 歴(公 職 歴)	在 職 期 間	経 歴 内 容
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
賞 罰		
表彰主管課使用欄	表 彰 区 分	

上記のとおり内申します。
年 月 日
